

○国立大学法人東京農工大学の徽章、ブランドマーク等に関する要項

(令和5年11月29日)

改正 令和6年2月1日 令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人東京農工大学（以下「本学」という。）の徽章、ブランドマーク、ロゴタイプ、スクールカラー、ブランドステートメント及び公式キャラクター（以下「徽章等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(徽章等の制式)

第2条 徽章等の制式は、国立大学法人東京農工大学VI（ビジュアル・アイデンティティ）ガイドライン（別紙。以下「ガイドライン」という。）に定めるとおりとする。

(使用者)

第3条 徽章等は、次に掲げる者が使用することができる。

- (1) 本学
- (2) 本学の役員及び職員（以下「役職員」という。）
- (3) 本学と雇用契約、委嘱契約を締結している者又は称号付与している者（前号に掲げる者を除く。）
- (4) 本学の学生（本学の学生をその構成員に含む団体を含む。以下「学生等」という。）
- (5) その他学長が適当と認めた者（同窓会を含む。）

(使用範囲)

第4条 徽章等の使用範囲は、次に掲げるものに使用できるものとする。

- (1) 本学の学位記、賞状及び各種証明書等公式文書
- (2) 本学の旗等の正規装飾品
- (3) 本学の業務及び教育・研究活動において使用するもの（名刺、封筒、レターヘッド及び報告発表等に用いる資料）
- (4) 本学が発行する概要、案内、募集要項、報告書等
- (5) 本学公式ウェブサイト及び公式SNS
- (6) 本学が開催する行事等のポスター、配布物等
- (7) 本学が配布する記念品等
- (8) 学生等が活動（大学の名誉が傷つけられ、又はそのおそれがある活動若しくは営利目的の活動その他本学が不適切と判断する活動を除く。）に使用するユニフォーム、用具類等
- (9) 第5条に定める営利を目的とする使用で申請を行い、許可を得たもの
- (10) その他学長が徽章等の使用について適当と認めたもの

(使用申請)

第5条 役職員及び学生等は、前条第1号から第8号までの規定に該当する場合、使用申請を要しないものとする。ただし、前条第9号の規定に該当する場合には、事前に国立大学法人東京農工大学の徽章、ブランドマーク等の使用申請書（別記様式2。以下「申請書」という。）を学長に申請し、許可を得なければならない。

- 2 前条第10号の規定に該当する場合には、事前に申請書（別記様式1）を学長に申請し、許可を得なければならない。
- 3 第3条第5号に掲げる者が徽章等を使用しようとする場合は、事前に申請書（別記様式1）を学長に申請し、許可を得なければならない。ただし、営利を目的とする場合には、事前に申請書（別記様式2）を学長に申請し、許可を得なければならない。

(使用許可)

第6条 学長は、前条の申請があったときは、その申請内容が適当と認められるものについて、徽章等の使用を許可するものとする。

- 2 学長は、徽章等の使用を許可したときは、使用を許可された者に国立大学法人東京農工大学の徽章、ブランドマーク等の使用許可書（別記様式3、以下「使用許可書」という。）を交付するものとする。ただし、営利を目的とする場合は、使用許可書（別記様式4）を交付するものとする。

(遵守事項)

第7条 徽章等の使用にあたっては、徽章等の品位及び尊厳の保持に努めるとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 大学の事業に関する施策の普及又は広報に寄与すること若しくは教育、学術、文化又はスポーツの普及・向上に寄与すること。
- (2) 本学の品位と尊厳を損なわないこと。
- (3) 徽章等の形状及び色彩は、ガイドラインに定めるとおり使用すること。
- (4) 本学の同意なしに徽章等を第三者に使用させないこと。
- (5) 申請時の内容に変更があった場合には、直ちに届け出ること。
- (6) 使用許可書に記載された内容以外での使用は行わないこと。

(使用許可の取消等)

第8条 学長は、徽章等の使用に際し、前条の規定に違反し、又は前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を中止し、又はその許可を取り消すことができる。

- 2 本学は、前項の規定により使用を中止し、又はその許可を取り消すことにより損害又は損失が生じることがあっても、その責任を負わない。

(使用料)

第9条 営利を目的とする使用の許可を得た者は、小売価格（消費税を含んだ金額）に使用料率「原則として5%」及び制作個数を乗じて算出した金額を納付しなければならない。

【使用料】＝【小売価格（消費税を含んだ金額）】×【使用料率】×【制作個数】

2 前項の使用料の算定に係わらず、相手方と協議のうえ別途使用契約を締結する場合には、別に使用料を定めることができる。

3 制作個数が追加となる場合には、新たに申請するものとする。

(支払)

第10条 使用料は、決められた期日までに指定の銀行口座に振り込むものとする。この場合において、振り込み手数料は申請者の負担とする。

(減免措置)

第11条 営利目的の場合であっても、次の各号のいずれかに該当する場合、学長は使用料を免除又は減額することができる。

(1) 職員の福利厚生の上昇を図るために使用する場合

(2) 本学の同窓会関連組織がその運営の為に使用する場合

(3) その他学長が使用料の免除又は減額が適当と判断した場合

(事務)

第12条 徽章等の使用に関する事務は、総務部総務課広報室において処理する。

(雑則)

第13条 この要項及び「ガイドライン」に定めるもののほか、徽章等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和5年11月29日から施行し、令和5年11月6日から適用する。

附 則

この要項は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

別紙(第2条関係)

国立大学法人東京農工大学 VI ガイドライン

別記様式1(第5条関係)(営利目的以外)

国立大学法人東京農工大学の徽章、ブランドマーク等の使用申請書

別記様式2(第5条関係)(営利目的)

国立大学法人東京農工大学の徽章、ブランドマーク等の使用申請書

別記様式3(第6条関係)(営利目的以外)

国立大学法人東京農工大学の徽章、ブランドマーク等の使用許可書

別記様式4(第6条関係)(営利目的)

国立大学法人東京農工大学の徽章、ブランドマーク等の使用許可書